

市有ブロック塀等の安全対策に関する取組の進捗について

本市では、所管する建築物（一般施設・学校施設・市営住宅・特別会計施設）の敷地、公園や未利用地等に設置されている既存ブロック塀等について、「市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針」（平成30年8月31日策定。以下「取組方針」）に基づき、建築基準法の適合状況等を勘案した安全対策を推進しており、令和元年度末で約22kmの対策を完了する見込みです。未対策のブロック塀等についても引き続き早期の安全対策の完了に向けた取組を推進します。

■市有ブロック塀等の対策状況

（令和元年度末見込）

	応急措置を行ったもの	人の通行等あり （道路・通路等）		左記以外 （隣地沿い等）	
		現行の仕様規定によらないもの	左記以外	現行の仕様規定によらないもの	左記以外
・劣化あり ・破損あり 等	(1) 約3km 対策済 約3km	(2)－① 約28km※ 対策済 約11km	(2)－② 約10km 対策済 約5km	(3) 計画的な安全対策 約15km 対策済 約0.6km	(3) 計画的な安全対策 約3km 対策済 約0.4km
上記以外		(2)－② 約13km 対策済 約2km	(3) 予防保全 約48km	(3) 計画的な安全対策 約6km 対策済 約0.2km	(3) 予防保全 約16km
合計	約141km				

※高さが2.2mを超えている場合は劣化や破損が見られなくても(2)－①に含む。

※取組方針策定(平成30年8月)以降の詳細調査等により対策数量に変更が生じている。